

無償化の認定（新１号・新２号・新３号）

を受けられた子どもの保護者様へ

川西市教育委員会事務局
教育推進部入園所相談課

無償化による保育料など利用料のご案内

幼児教育・保育の無償化では、下記のとおり利用される施設等で取り扱いが異なります。ご確認のうえ、必要に応じて手続きをお願いいたします。

記

1 新制度未移行の私立幼稚園を利用されているお子様（新１号・新２号・新３号）

保育料（入園料も含む）が月額上限（※）以内の場合、園への支払いは不要です。

※令和８年９月までの利用分は月額上限２５，７００円

令和８年１０月以降の利用分は月額上限２８，０００円

2 幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用されているお子様（新２号・新３号）

一旦、利用料を園に支払います。利用した月に応じて、請求月に請求してください（請求方法は下記に記載）。後日、市から指定の口座に振り込みます。

・無償化の対象金額

【令和８年９月までの利用分】

４５０円×利用日数（新２号は月額上限１１，３００円、新３号は月額上限１６，３００円）

【令和８年１０月以降の利用分】

４９０円×利用日数（新２号は月額上限１２，３００円、新３号は月額上限１７，７００円）

・請求方法

民間幼稚園、民間認定こども園利用者

施設で「施設等利用費請求書（償還払い用）」様式を受け取るか、市ホームページから様式をダウンロードし、施設が発行する「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」、振込先のわかる「通帳やキャッシュカードのコピー」を添付し、請求月に施設に提出してください。

川西市の公立幼稚園・公立こども園利用者

請求月に市から請求書を送付します。

振込先のわかる「通帳やキャッシュカードのコピー」を添付し、請求月に各施設に提出してください。

・請求、振込スケジュール

利用分	請求月	口座振り込み予定日
4月～ 6月分	7月中に請求	8月末
7月～ 9月分	10月中に請求	11月末
10月～12月分	1月中に請求	2月末
1月～ 3月分	4月中に請求	5月末

※公立幼稚園、公立認定こども園は請求月、口座振り込み予定日はひと月遅れになります。

3 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を利用されているお子様（新2号・新3号）

一旦、利用料を施設に支払います。利用した月に応じて請求月に請求してください。（請求方法は下記に記載）後日、市から指定の口座に振り込みます

・無償化の対象金額

【令和8年9月までの利用分】

新2号は月額上限37,000円、新3号は月額上限42,000円

【令和8年10月以降の利用分】

新2号は月額上限40,300円、新3号は月額上限45,700円

・請求方法

施設で「施設等利用費請求書（償還払い用）」様式を受け取るか、市ホームページから様式をダウンロードし、施設が発行する「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」、振込先のわかる「通帳やキャッシュカードのコピー」を添付し、請求月に施設へ提出してください。

施設に在籍されていない、または施設に提出できない人は、直接、入園所相談課に提出していただいても結構です。

・請求、振込スケジュール

利用分	請求月	口座振り込み予定日
4月～ 6月分	7月中に請求	8月末
7月～ 9月分	10月中に請求	11月末
10月～12月分	1月中に請求	2月末
1月～ 3月分	4月中に請求	5月末

4 留意事項

新2号・新3号認定を受けた方で、保育の必要性がなくなる等、認定要件に該当しなくなった場合は、速やかに支給認定等（変更・取消）申請書を提出してください。

新2号・新3号認定の要件に該当しないに関わらず、市に請求を行い、市が支払った無償化の給付（施設等利用費）は、遡及して市に返還していただくことになりますので、ご注意ください。

川西市教育委員会事務局

教育推進部入園所相談課

TEL：072-740-1175